

実績評価書

資料1-2

(厚生労働省24(Ⅶ-5-1))

施策目標名	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと(施策目標Ⅶ-5-1)						
施策の概要	本施策は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく援護を迅速かつ適切に行うとともに、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えるために実施しています。						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>昭和27年より、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、公務死亡又は傷病を負った軍人、軍属及び準軍属に対して、障害年金(一時金を含む)並びにその遺族に対する遺族年金(一時金を含む)、遺族給与金又は弔慰金の支給を行っているほか、昭和38年より、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、戦没者等の遺族等に対して国として特別の慰藉、弔慰のための支給を行っています。</p> <p>昭和館は、戦没者遺児を始めとする戦没者遺族が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴史的情報を収集し、保存することにより、後世代にその労苦を知る機会を提供することを目的として平成11年3月に開設された施設です。</p> <p>しょうけい館は、戦傷病者が戦地で体験した労苦並びに戦傷病者及びその妻が体験した戦中・戦後の労苦を後世代に伝えることを目的として平成18年3月に開設された施設です。</p>						
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)遺族及留守家族等援護費(全部)[平成25年度予算額:21,868,197千円]						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	当初予算(a)	37,292,538	32,991,682	28,754,086	24,836,038	22,242,476	
	補正予算(b)	-7,826	-7,065	-463,283	-542,096	0	
	繰越し等(c)	3,711	89,672	-360,041	400,953	36,421	
	合計(a+b+c)	37,288,423	33,074,289	27,930,762	24,694,895	21,868,197	
	執行額(千円、d)	35,511,894	31,266,841	27,289,252			
執行率(%、d/(a+b+c))	95%	95%	98%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	-	-		-			

測定指標	指標1 援護年金及び弔慰金について、全受理件数のうち、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		-	69.9%	77.9%	92.6%	89.0%	集計中	92.6%以上
			前年度以上	前年度以上	前年度以上	92.6%以上	92.6%以上	
		年度ごとの目標値						
	指標2 昭和館の入館者数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		-	279,151	266,579	265,092	244,319	290,244	前年度以上
			前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
		年度ごとの目標値						
	指標3 しょうけい館の入館者数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
-		136,714	114,514	133,556	122,378	131,437	前年度以上	
		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上		
年度ごとの目標値								

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>【指標1について】 援護年金及び甲慰金の事務処理については、前年度の実績値以上を目標として改善に努めてきた結果、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定処理した割合は、平成22年度に90%を超える実績値となりました。平成23年度は前年度を下回りましたが、裁定処理をできなかった事例は、請求者の死亡等により、請求者やその親族と連絡がとれず、書類整備を行うことができなかった等のやむを得ない事情に因るものであります。 以上を踏まえ、戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づき迅速かつ適切に実施されていると評価できます。</p> <p>【指標2について】 昭和館については、新聞広告や広報誌等による広報活動や学校関係者への来館の働きかけ、魅力ある特別企画展の開催などに取り組んだ結果、平成24年度の入場者数が平成23年度を上回り、前年度の実績値以上という目標値を達成しました。 以上を踏まえ、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く国民に継承していることから、施策目標の達成に向けて進展していると評価できます。</p> <p>【指標3について】 しょうけい館については、新聞広告や広報誌等による広報活動、学校関係者への来館の働きかけ、魅力ある企画展の開催などに取り組んだ結果、平成24年度の入場者数が平成23年度を上回り、前年度の実績値以上という目標値を達成しました。 以上を踏まえ、戦傷病者等の経験した戦中・戦後の労苦を広く国民に継承していることから、施策目標の達成に向けて進展していると評価できます。</p>
	効率性の評価	<p>【指標1について】 援護年金及び甲慰金の事務処理については、請求から審査・裁定にいたるまでの記録をシステムで一元的に管理すること等により、審査・裁定事務の迅速化・効率化を図ってきました。その結果、事務費を削減しつつ迅速な裁定をすることができ、効率的な事業の実施ができたことと評価できます。</p> <p>【指標2について】 昭和館については、老人クラブや小・中学校などに対象を絞って広報活動を実施した結果、事業費増加を抑制しつつ入館者を増やすことができ、入館者一人あたりのコストを削減できました。以上のことから、効率的な事業の実施ができたことと評価できます。</p> <p>【指標3について】 しょうけい館にもについても、老人クラブや小・中学校などに対象を絞って広報活動を実施した結果、事業費を削減しつつ入館者を増やすことができ、入館者一人あたりのコストを削減できました。以上のことから、効率的な事業の実施ができたことと評価できます。</p>
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	<p>【現状分析】 戦後67年が経過し、 ① 戦傷病者、戦没者遺族等が高齢化し、施策の対象者は減少しているものの、引き続き着実な援護の実施が求められており、 ② また、戦中・戦後に国民が体験した労苦の記憶を風化させることのないよう、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した国民生活上の労苦を確実に後世に伝える必要があります。</p> <p>【今後の方向性】 平成25年度においても、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく援護を迅速かつ適切に行うとともに、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝えるため、引き続き、現在の取組を続けていきます。</p>

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	
	税制改正要望について	
	機構・定員について	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

参考・関連資料等	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0357.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0358.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0961.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0359.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0360.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0361.pdf 「戦傷病者及び戦没者遺族への援護」について URL: http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido03/index.html 昭和館HP URL: http://www.showakan.go.jp/ しょうけい館HP URL: http://www.shokeikan.go.jp/</p>
----------	--

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	援護課長 平野真哉 援護企画課長 西辻 浩	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	--------	--------	--------------------------	----------	---------